

# 埼玉県内市町村別保育所等待機児童数(4月1日)

令和5年第2回定例会通告5番 議席番号11番

桜井 卓 議員の一般質問参考資料

市町村別保育所等待機児童数 (令和3年4月1日)

1 政令・中核市

市町村名	待機児童数(人)
1さいたま市	11
2川越市	7
3越谷市	1
4川口市	30
計	49

2 一般市

市町村名	待機児童数(人)
5熊谷市	5
6行田市	0
7秩父市	0
8所沢市	3
9飯能市	0
10加須市	0
11本庄市	0
12東松山市	0
13春日部市	3
14狭山市	19
15羽生市	0
16鴻巣市	3
17深谷市	0
18上尾市	14
19草加市	1
20蕨市	0
21戸田市	8
22入間市	10
23朝霞市	43
24志木市	12
25和光市	39
26新座市	29
27桶川市	0
28久喜市	0
29北本市	5
30八潮市	26
31富士見市	30
32三郷市	17
33蓮田市	24
34坂戸市	0
35幸手市	0
36鶴ヶ島市	0
37日高市	0
38吉川市	10
39ふじみ野市	1
40白岡市	17
計	319

3 町村

市町村名	待機児童数(人)
41伊奈町	2
42三芳町	1
43毛呂山町	0
44越生町	0
45滑川町	6
46嵐山町	0
47小川町	0
48川島町	0
49吉見町	0
50鳩山町	0
51ときがわ町	0
52横瀬町	0
53皆野町	0
54長瀬町	0
55小鹿野町	0
56東秩父村	0
57美里町	0
58神川町	0
59上里町	0
60寄居町	0
61宮代町	6
62杉戸町	5
63松伏町	0
計	20
総計	388

市町村別保育所等待機児童数 (令和4年4月1日)

1 政令・中核市

市町村名	待機児童数(人)
1さいたま市	0
2川越市	8
3越谷市	1
4川口市	19
計	28

2 一般市

市町村名	待機児童数(人)
5熊谷市	0
6行田市	0
7秩父市	0
8所沢市	33
9飯能市	0
10加須市	0
11本庄市	0
12東松山市	0
13春日部市	21
14狭山市	12
15羽生市	0
16鴻巣市	0
17深谷市	0
18上尾市	9
19草加市	13
20蕨市	0
21戸田市	0
22入間市	7
23朝霞市	21
24志木市	8
25和光市	10
26新座市	5
27桶川市	0
28久喜市	0
29北本市	23
30八潮市	14
31富士見市	21
32三郷市	22
33蓮田市	5
34坂戸市	1
35幸手市	0
36鶴ヶ島市	0
37日高市	0
38吉川市	9
39ふじみ野市	3
40白岡市	19
計	256

3 町村

市町村名	待機児童数(人)
41伊奈町	1
42三芳町	4
43毛呂山町	0
44越生町	0
45滑川町	0
46嵐山町	0
47小川町	0
48川島町	0
49吉見町	0
50鳩山町	0
51ときがわ町	0
52横瀬町	0
53皆野町	0
54長瀬町	0
55小鹿野町	0
56東秩父村	0
57美里町	0
58神川町	0
59上里町	0
60寄居町	1
61宮代町	3
62杉戸町	3
63松伏町	0
計	12
総計	296

所沢市	33人
北本市	23人
三郷市	22人
春日部市	21人
朝霞市	21人
富士見市	21人
上尾市	9人
鴻巣市	0人
桶川市	0人

【出典】  
埼玉県ホームページ

## 第二期子ども・子育て支援事業計画による見込みと実際の利用者数の比較 (0歳、1・2歳)

年度	第二期子ども・子育て支援事業計画						実際の利用者数 (4月1日現在)	
	量の見込み		施設定員		過不足		0歳	1・2歳
	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳		
H31	53	339	87	301	34	-38	44	307
R02	51	343	72	309	21	-34	37	301
R03	50	338	72	338	22	0	44	316
R04	50	326	72	338	22	12	53	308
R05	49	322	72	338	23	16	77	302
R06	48	315	72	338	24	23	—	—

※R05の利用者数は「令和5年度利用情報一覧」の定員を記載

北本市  
第二期子ども・子育て支援事業計画



北本市  
令和5年度利用情報一覧



## 0歳～2歳の利用者数

4月1日現在

区分	施設名	H30	R01	R02	R03	R04	R05
公立 保育所	中央	21	25	23	24	19	21
	東	26	37	37	36	38	36
	栄	16	23	23	30	21	25
	深井	25	26	20	21	21	25
	小計	88	111	103	111	99	107
民間 保育園	高尾	30	33	31	36	29	34
	中丸	35	40	37	39	40	43
	スマイル	33					
	みなみの森	37	36	29	22	28	28
	緑の詩	35	43	42	53	55	36
	小計	170	152	139	150	152	141
認定 こども園	みなみ絵本	53	50	32	23	23	40
	北本東スマイル		35	36	49	55	39
	きたもと幼稚園			0	0	0	0
	せきね幼稚園			0	0	0	0
	いしと幼稚園			1	0	0	0
	ふじ幼稚園			0	0	2	5
	小計	53	85	69	72	80	84
地域型 保育	ヤクルト		3	8	6	10	9
	ことりの詩			19	21	20	19
	びおもす						19
	小計	0	3	27	27	30	47
保育施設合計		311	351	338	360	361	379

※『北本の統計』から抜粋、R05は『令和5年度利用情報一覧』の定員を記載

# 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

(令和3年法律第81号) (令和3年6月11日成立・同年6月18日公布)

## ◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

### 立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている
- ⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する
- ⇒安心して子どもを生子、育てることができる社会の実現に寄与する

### 基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援  
医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

### 国・地方公共団体の責務

### 保育所の設置者、学校の設置者等の責務

### 支援措置

#### 国・地方公共団体による措置

- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- 相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発
- 支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

#### 保育所の設置者、学校の設置者等による措置

- 保育所における医療的ケアその他の支援  
→看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- 学校における医療的ケアその他の支援  
→看護師等の配置

#### 医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）

- 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

施行期日：公布の日から起算して3月を経過した日（令和3年9月18日）

検討条項：法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討

医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策／災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

恒常的に経管栄養、喀痰吸引その他の医療行為（以下「医療的ケア」とする。）を受けることが不可欠である児童（以下「医療的ケア児」とする。）の保育施設利用申込みについて、以下のとおり受付しております。

### 保育施設利用申込み

#### 【医療的ケアの内容】

痰吸引（気管切開部からの吸引、口腔・鼻腔内吸引）、経管栄養（経鼻、胃瘻・腸瘻） 等

※受入れを実施している施設により、対応可能な医療的ケアが異なります。ケアの内容については、直接施設へご連絡ください。

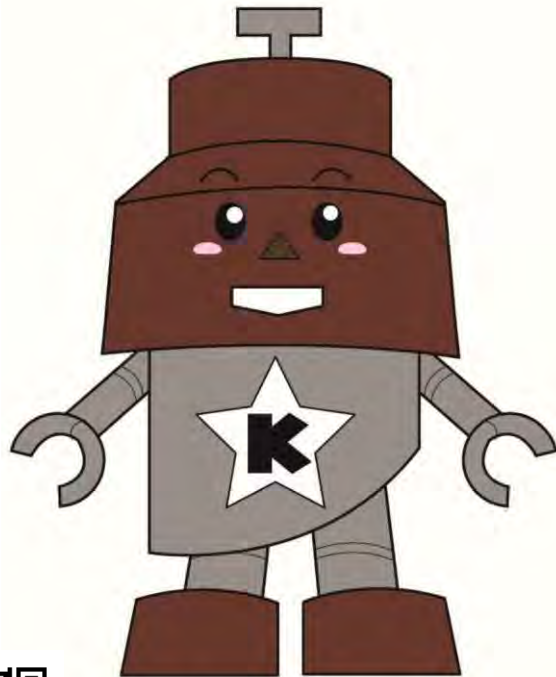
#### 【受入れの要件】

1. 主治医より、集団保育可と判断されていること。
2. 保育所等における受入れ体制が整えられていること。
3. 日常的に保護者が行っている医療的ケアが確立し、安定した医療的ケアが行われていること。
4. 病状や医療的ケアに関する情報を保護者と保育所で十分に共有できること。
5. 必要に応じて受診同行や面談等で、主治医と連携を図ることができること。

※医療的ケア児の病状や受入れ実施施設の受入れ状況等により、受入れができない場合があります。



# 医療的ケアの必要なお子さんの 保育園利用のてびき



川口市マスコット「きゅぼらん」



川口市子ども部保育運営課  
〒332-8601  
川口市中青木1-5-1 川口市役所第二庁舎3階  
問い合わせ先 048-258-4098

【出典】川口市ホームページ

川口市では、令和6年4月から保育所での医療的ケア児の受入れを開始します。  
日常生活を送るうえで医療的ケアを必要なお子さんであっても、受入れ可能な要件を満たした場合には保育所の利用が可能です。

なお、就労等により保育を必要とするお子さんに対して保育を提供することを目的としており、お子さんに集団生活の機会を提供することを目的としてはおりません。

## ○対象となるお子さん

安全にお子さんを受け入れるため、以下の要件を満たしたかたを対象とします。

- ①市内在住であること
- ②実施保育所において安全に医療的ケアができること
- ③実年齢のクラスで、保育士・看護師の手助けがあれば集団活動が可能であること  
(言葉、身振り、表情等で年齢相応の意思疎通が可能である)
- ④病状が安定していて日常的に自宅で保護者が行う医療的ケアが確立していること  
(身近な大人からのケアを受け入れられる、年齢に則した状況の理解ができる)
- ⑤令和6年4月1日時点で満1歳の誕生日を迎えていること(1歳児クラス以上)

※上記のほか、保育所の利用に当たっては、教育・保育の必要性に応じた「教育・保育給付認定」を受けする必要があります。詳細は「保育園利用のてびき」をご確認ください。

## ○実施できる医療的ケア

- ①喀痰吸引(口腔・鼻腔内・気管カニューレ)
- ②経管栄養(経鼻・胃ろう・腸ろう)
- ③導尿
- ④インスリン注射
- ⑤酸素管理



## ○利用開始時期及び実施保育所

- (1) 利用開始日  
令和6年4月1日
- (2) 実施保育所

施設名	住所	電話番号
南青木保育所	青木1-4-4	251-7248
戸塚西保育所	北原台3-18-10	298-4950
南鳩ヶ谷保育所	南鳩ヶ谷6-6-18	283-4001

- (3) 保育時間  
平日(月～金曜日)8時30分から16時30分  
具体的な保育利用時間は、保護者と保育所との相談により、決定します。  
**※延長保育は実施しない**
- (4) 受入れ人数  
各保育所最大2名  
※各保育所の空き状況によって異なります。

## 医療的ケア児支援法 第3条(基本理念)

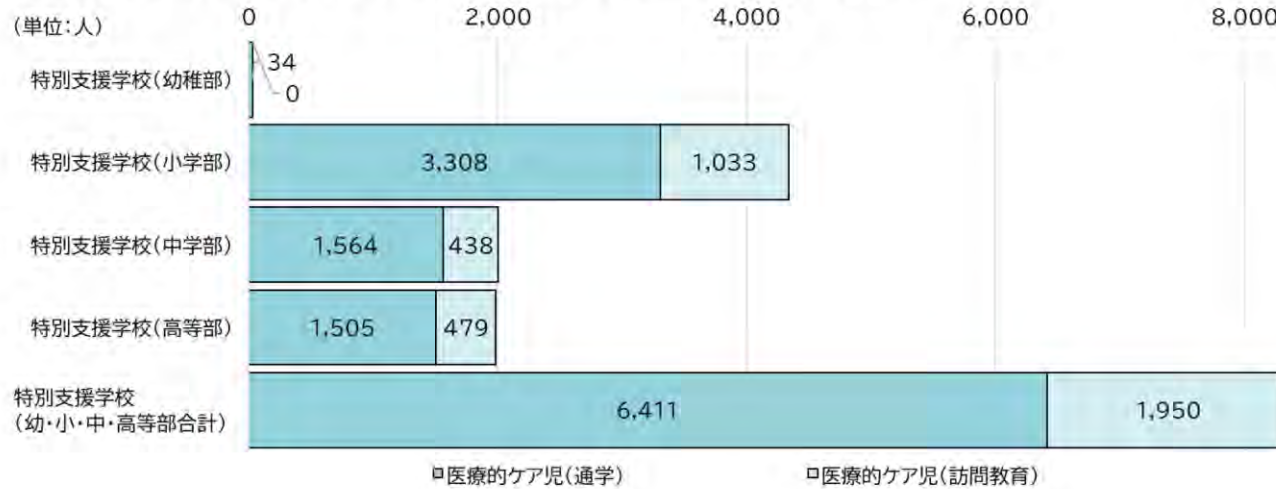
2 医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児が医療的ケア児でない児童と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に教育に係る支援が行われる等、個々の医療的ケア児の年齢、必要とする医療的ケアの種類及び生活の実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、切れ目なく行われなければならない。

## 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行について(通知)

(令和3年9月17日付、3文科初第1071号)

- 医療的ケア児の可能性を最大限に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点に立つことが重要
- 一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うことが必要
- 就学先は、本人やその保護者の意向を可能な限り尊重しながら、障害の状態等、本人の教育的ニーズ、教育学、医学、心理学等の専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、市区町村教育委員会が決定する
- 医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を講じるに当たっては、医療的ケア児及びその保護者の意思を最大限に尊重しなければならない
- 医療的ケアに対応した環境や体制が整っていないことを理由に、画一的に学校への入学や転入学が拒否されることがないようにする必要がある

### ・ 特別支援学校に在籍する医療的ケア児の数

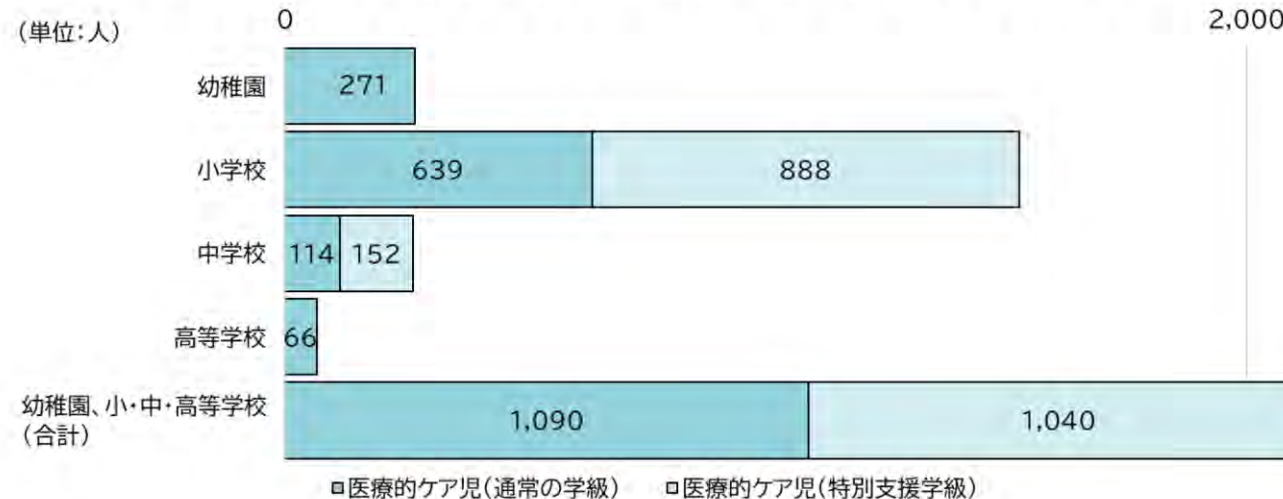


8,361人 (R3 8,485人)

学部	通学・訪問教育の別	国立	公立	私立	計
幼稚部	通学	0	33	1	34
	訪問教育	0	0	0	0
小学部	通学	8	3,300	0	3,308
	訪問教育	0	1,033	0	1,033
中学部	通学	2	1,562	0	1,564
	訪問教育	0	438	0	438
高等部	通学	1	1,504	0	1,505
	訪問教育	0	479	0	479
計	通学	11	6,399	1	6,411
	訪問教育	0	1,950	0	1,950
	計	11	8,349	1	8,361

(参考)医療的ケア児が在籍する特別支援学校 688校

### ・ 幼稚園、小・中・高等学校に在籍する医療的ケア児の数



2,130人 (R3 1,783人)

学校種	通常の学級・特別支援学級の別	国立	公立	私立	計
幼稚園	通常の学級	1	104	166	271
	特別支援学級	0	0	0	0
小学校	通常の学級	3	625	11	639
	特別支援学級	0	888	0	888
中学校	通常の学級	1	104	9	114
	特別支援学級	0	152	0	152
高等学校	通常の学級	0	33	33	66
	特別支援学級	0	0	0	0
計	通常の学級	5	866	219	1,090
	特別支援学級	0	1,040	0	1,040
	計	5	1,906	219	2,130

(参考)医療的ケア児が在籍する幼稚園 253園  
小学校 1,333校  
中学校 240校  
高等学校 52校

※ 義務教育学校は、前期課程に在籍している場合は小学校、後期課程に在籍している場合は中学校に計上しているため、学校数は重複計上。

※ 令和3年度の数値は、令和3年5月1日時点の数値。

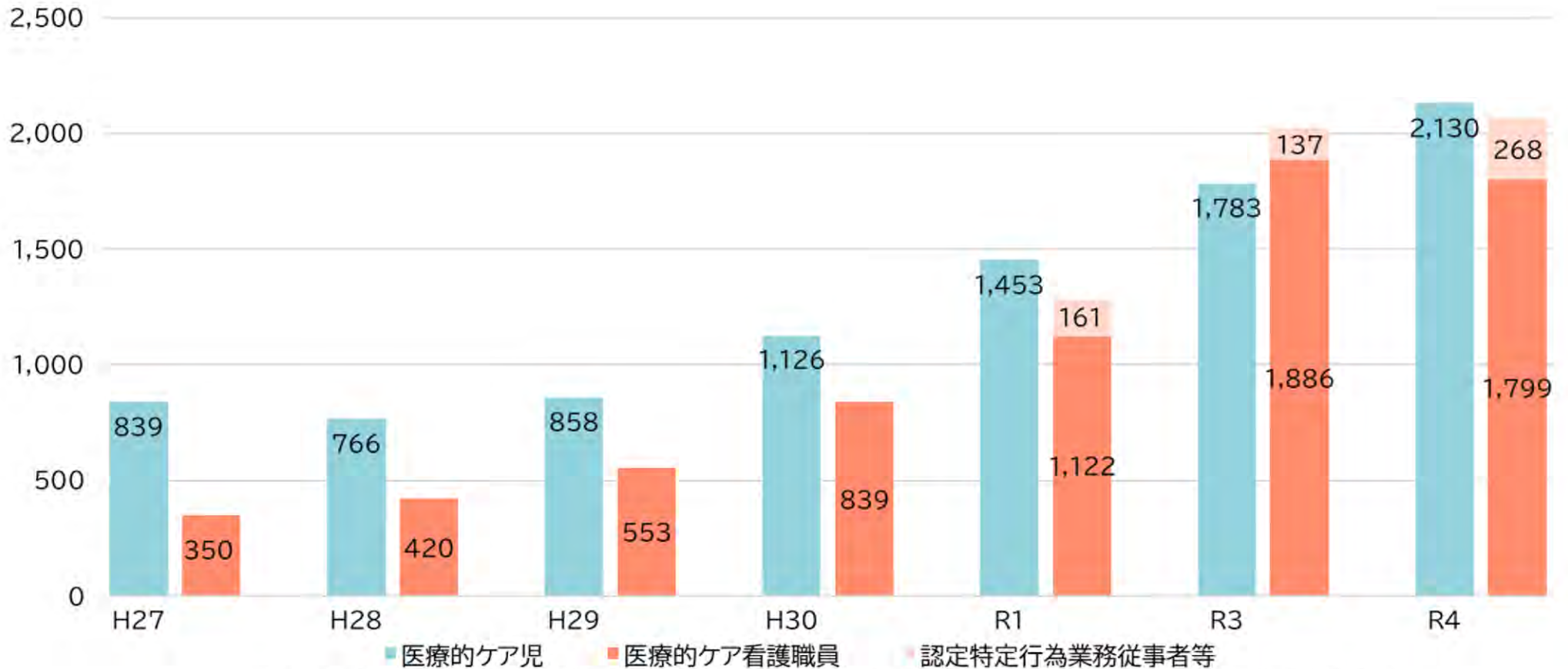
※ 本調査における「医療的ケア」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に必要とされる医行為を指し、「医療的ケア児」とは、①看護師・認定特定行為業務従事者・保護者等が医療的ケアを行っている医療的ケア児 ②医療的ケアは医療的ケア児本人が行っているが看護師が見守りや助言等を行っている医療的ケア児を対象とし、看護師の見守りや助言等なく自ら医療的ケアを実施している医療的ケア児は除く。



# (参考2-2)幼稚園、小・中・高等学校における医療的ケアに関する推移

(単位:人)

【出典】文部科学省 令和4年度学校における医療的ケアに関する実態調査結果(概要)



医療的ケア児及び医療的ケア看護職員・認定特定行為業務従事者等の数(幼稚園、小・中・高等学校)

※ 調査対象

H27 : 公立の小学校、中学校(中等教育学校の前期課程を含む)

H28, 29 : 公立の小学校、中学校(義務教育学校、中等教育学校の前期課程を含む)

H30 : 公立の幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む。)、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校(通信制を除く。)、義務教育学校、中等教育学校

R1, R3 : 国公立の幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む。)、小学校、中学校、高等学校(専攻科を除く。)、義務教育学校、中等教育学校

※ 認定特定行為業務従事者等の数

R1~ : 認定特定行為業務従事者として医療的ケアを行っている教員等の数

R4 : 認定特定行為業務従事者及び介護福祉士の数

※ R2は新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、学校の負担軽減の観点から調査を実施していない。

## 個別避難計画の概要

○高齢者や障害者など自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画

○これまで取組指針<sup>(※)</sup>で作成を促してきたが、災害対策基本法に位置付け、さらに取組を促す

(※) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針 平成25年8月 内閣府(防災担当)

【取組指針に基づく市町村の作成状況】 計画の作成が完了している市町村：約8% 一部の計画の作成が完了している市町村：約59% 未作成：約33%  
令和4年1月1日現在

### 対象者

○高齢者や障害者などのうち自ら避難することが困難であり、避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者

### 作成

○市町村が作成に努める(努力義務)ものとし、福祉専門職など関係者と連携して計画を作成

※地域における災害被害の想定や本人の心身の状況などを踏まえ、優先度が高い方から計画を作成

※個別避難計画は、避難行動要支援者本人の同意を得て作成

※個別避難計画の作成に要する経費について、普通交付税で措置

### 記載内容

(氏名、住所等のほか) ○避難支援等を実施する者 ○避難先 等

### 個別避難計画情報の避難支援等関係者<sup>(※)</sup>などへの提供

(※) 避難支援等関係者：消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織など

○適切な避難支援等が実施されるよう、個別避難計画情報を避難支援等関係者などに提供

(注) 個別避難計画情報：個別避難計画に記載し、又は記録された情報

○平時は、条例に特別の定めがある場合又は避難行動要支援者本人等<sup>(※)</sup>の同意がある場合に提供し、災害時は本人等の同意を要しない

(※) 避難行動要支援者本人等：①避難行動要支援者本人と  
②支援をする避難支援等実施者

# 北海道胆振東部地震の概要

札幌市ホームページ 2021.9.13より

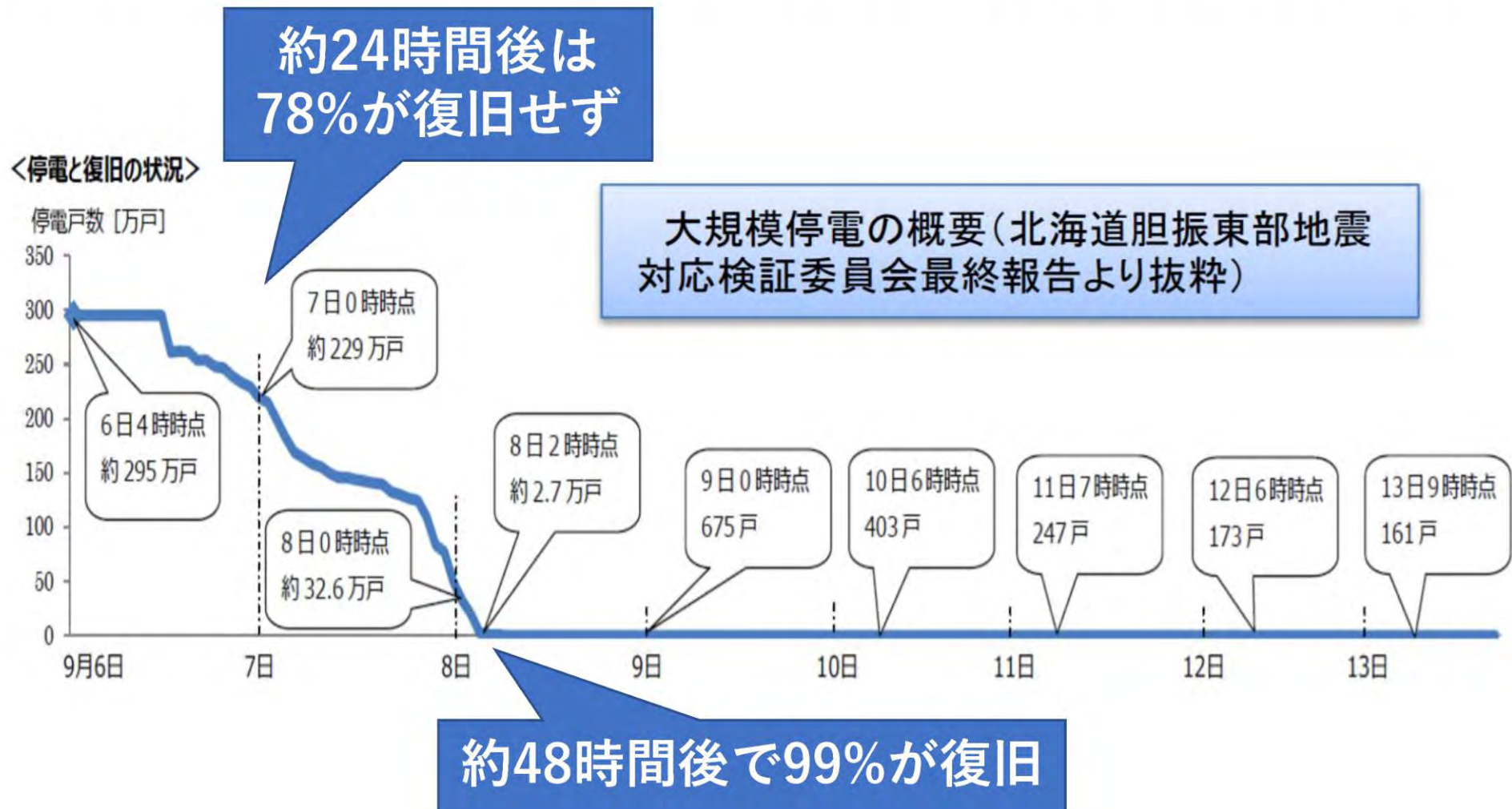


【写真：厚真町富里地区】

## 【地震等の概要】

- 発生：平成30年9月6日（木曜日）  
午前3時7分
- 震源：北海道胆振地方中東部、深さ37km、**マグニチュード6.7**
- 最大震度：**震度7（厚真町）**
- 人的被害：**死者44名**、重症者51名、中等症者8名、軽症者726名
- 住家被害：全壊491棟、半壊1,181等、一部損壊47,108等  
（令和3年9月6日現在）

# ブラックアウト（北海道電力管内全域停電）



## 非常電源の自助・共助 のべ42名（21%）

- 自家用車からの充電 16名（8%）
- 呼吸器バッテリー以外の蓄電池 10名（5%）
- 自宅にあった発電機を使用 8名（4%）
  - ガソリン・ボンベ式 3名 ソーラー型 5名
- 発電機を借りて自宅で使用 8名
  - 近所・知人から 4名 父の職場から 2名 福祉事業所 2名
- ※ 停電で在宅医療機器が作動しなくなり死亡 1名（当院以外）
- ※ 在宅患者以外：**屋内で発電機**を使用し**CO中毒で死亡 4名**

## ブラックアウトの教訓から

- 電源依存度別に患者リストを作成していたこと、24時間呼吸器使用など**ハイリスクの患者のみ避難入院**としたこと、**避難先を分散**させたことは良かった（大都市札幌での混乱を防いだ）
- 災害拠点病院以外、在宅医療機器使用患者に対して非常電源を提供できるところが（少なくとも制度上は）無かった ⇒ 北海道、札幌市と協議するも確保できず ⇒ 非常電源については「拠点配置」ではなく「**分散配置**」すべき ⇒ 1年後に札幌市で在宅患者向けの非常電源購入補助制度開始
- 専門職だけでの避難および非常電源確保は限界。避難行動要支援者リストに登録していても地域からは誰もかけつけてくれなかった ⇒ **地域住民による共助**が必要だが、在宅医療機器や**医療的ケア児の存在がそもそも知られていない**。実効性のある個別避難計画および地域での避難訓練が重要

## 令和元年8月佐賀豪雨 武雄市の被害状況



## 避難訓練で大切にしていること

- ① **個別**に計画
- ② **毎年**必ず実施
- ③ 関係機関の担当者が**全員参加**
- ④ 訓練後の**振り返り**で改善点や新しい課題を共有



医療的ケア児災害時支援懇談会

～顔が見える関係の構築～



## 個別避難訓練で見えたこと

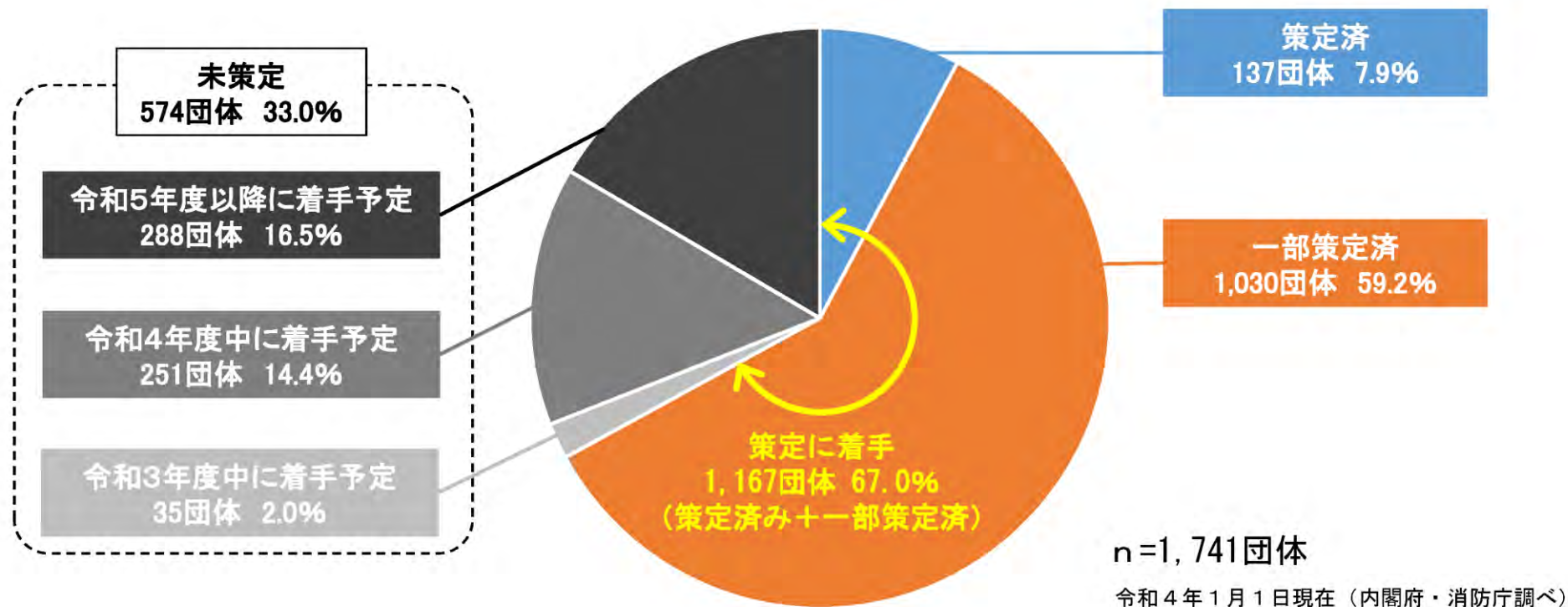
- ・ 一人ひとりの状況、家庭環境が違う。
  - ➡ 個々に応じた「持ち出し品チェックリスト」の作成。
- ・ 入院とは違い、避難先にはないものが多い。
  - ➡ 三又変換プラグ、S字フック、高さのある台などの準備。
- ・ 避難所 = 段ボールベッドという思い込み
  - ➡ 体が小さい、または動いた際に落下する危険性の確認。
- ・ 支援者が異動で替わる。保護者も手順を忘れる
  - ➡ 関係者みんなで「避難手順書」の共有・確認・見直し。



定期的な個別避難訓練は必要！

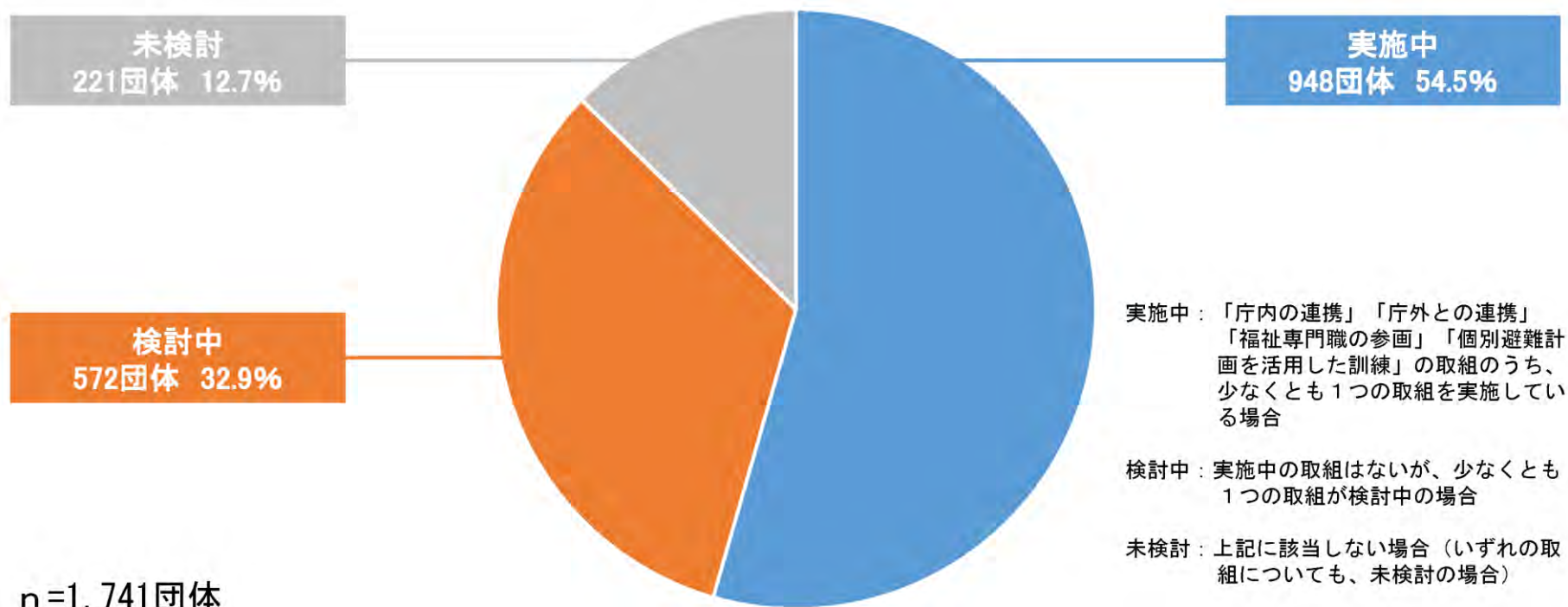
## 個別避難計画の策定状況

優先度の高い避難行動要支援者について令和3年度からおおむね5年程度で作成することを市町村に依頼している。5年程度で作成するためには、早期に着手することが非常に重要である。



## 個別避難計画の実効性の確保に関する取組状況

庁外との連携、ケアマネジャーなど福祉専門職の参画、計画を活用した避難訓練など、実効性のある個別避難計画作成に向けた取組が重要である。



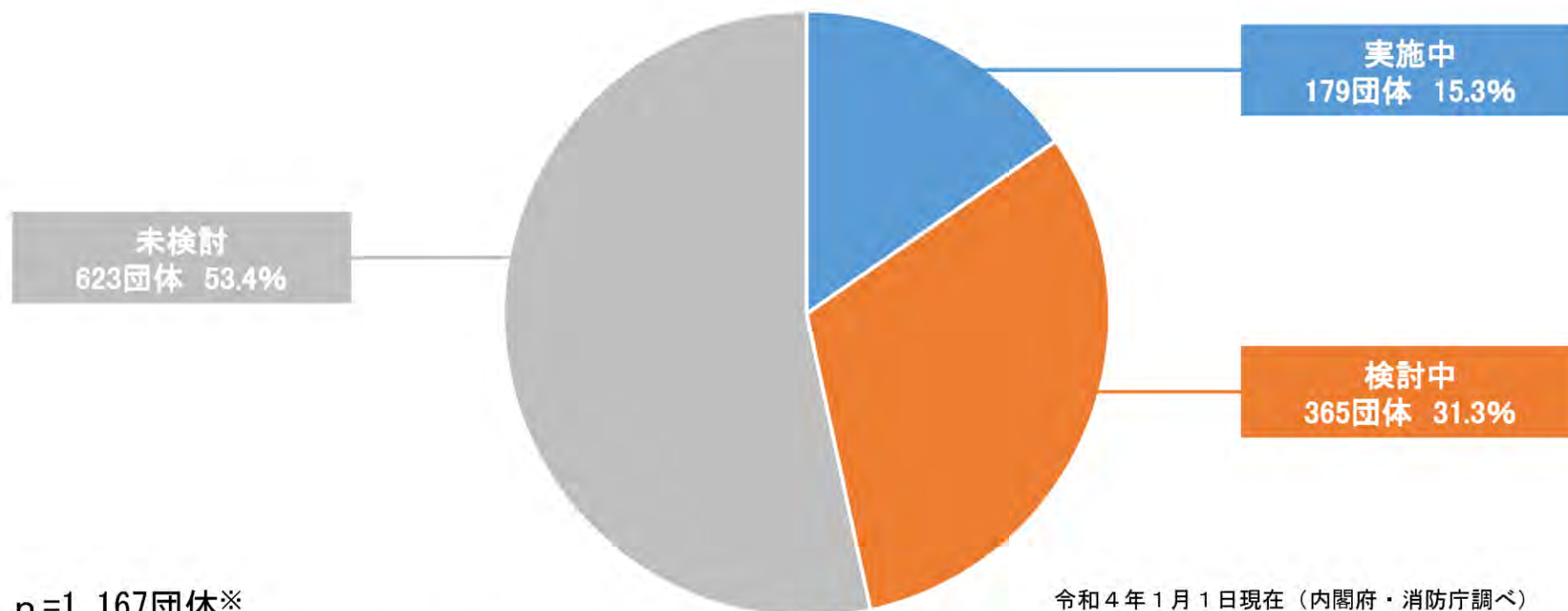
n=1,741団体

令和4年1月1日現在（内閣府・消防庁調べ）

## 個別避難計画を活用した訓練 (個別避難計画の実効性の確保に関する取組状況)

避難行動要支援者本人が参加する避難訓練を実施することは、個別避難計画の内容の見直しなどにつながることから重要である。

注) ここでいう「訓練」は、①市区町村の総合防災訓練、避難所運営訓練、水防訓練等の一部として行われたもの、②自治会の避難訓練、③個別避難計画の作成途中の段階で行う訓練で個別避難計画を活用したものなどをいう。



n=1,167団体※

※全部作成済の団体＋一部作成済の団体(未作成団体には回答を求めている)

令和4年1月1日現在(内閣府・消防庁調べ)

# 市民による『広報』の評価 まちづくり市民アンケートから

あなたは、市の情報を何から入手していますか（複数回答）

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
広報きたもと	1,274	90.8%	1,357	86.5%	1,349	86.4%	1,362	89.0%
回覧・掲示物	723	51.5%	723	46.1%	646	41.4%	846	55.3%
市ホームページ	325	23.2%	465	29.6%	495	31.7%	459	30.0%
総数	1,403		1,569		1,561		1,530	

あなたは、この1年間に必要な市政情報や手続きの仕方等をすぐに見つけることができましたか

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
できた	350	24.9%	423	27.1%	462	29.8%	設問廃止	
できなかった	191	13.6%	216	13.8%	242	15.6%		
機会がなかった	867	61.6%	924	59.1%	846	54.6%		
合計	1,408	100.0%	1,563	100.0%	1,550	100.0%		

あなたの現在の満足度 市からの情報提供の内容や質について

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
満足している	42	3.1%	49	3.2%	40	2.7%	設問廃止	
やや満足している	144	10.5%	182	12.0%	170	11.5%		
ふつう	911	66.4%	1,010	66.7%	1,022	68.9%		
やや不満である	219	16.0%	211	13.9%	201	13.6%		
不満である	55	4.0%	62	4.1%	50	3.4%		
満足+やや満足	186	13.6%	231	15.3%	210	14.2%		
不満+やや不満	274	20.0%	273	18.0%	251	16.9%		
合計	1,371	100.0%	1,514	100.0%	1,483	100.0%		

広報きたもと 特集記事とページ数 (2022年4月以降)

発行年月	特集面											情報面
	表紙	1頁	2頁	3頁	4頁	5頁	6頁	7頁	8頁	9頁	10頁	頁数
2022年4月	市ホームページリニューアル			栄小閉校式典								27
2022年5月	自然観察公園	令和3年度予算の紹介										27
2022年6月	広報1000号 伝え続ける											26
2022年7月	みどりのまちの、やさしいたべもの				緑ある暮らしを見つめ直す							25
2022年8月	北本新グルメ	わがまちに遺る徳川幕府の足跡			北本新グルメ							25
2022年9月	想いをカタチにするチカラ。											21
2022年10月	美味しく減らす食品ロス				北本の縄文							25
2022年11月	みんなで描く 北本の夜空	久保特定区画整理事業を見直します			令和2年度北本市の決算							25
2022年12月	「きたもとで挑戦したい」を応援する				声で伝える、繋がる。							25
2023年1月	獅子舞	知事が北本にやってきた	税の申告がはじまります									25
2023年2月	北本市成人式											27
2023年3月	だから北本は面白い(市民ライター)		きたもとのさくら									25
2022年4月	ごみ処理最前線											27
2022年5月	みどりとまつり					令和4年度予算					23	
2022年6月	マーケットが教えてくれたこと											26
2022年7月	私たちが作っています(&green food)											26
2022年8月	「いつも」のくらしで「もしも」に備える				「住みたい」は、作れる。自治基本条例制定12年							23
2022年9月	ここがわたしの居るところ(表紙~12頁)											23
2022年10月	石戸蒲ザクラ国指定100年											27
2022年11月	田んぼの学校	救急医療の利用は 正しい理解で適正に	みんなで描いた 栄小のミライ	令和3年度北本市の決算								27
2022年12月	樋口正修選手	久保特定土地区画整理事業とデーノタメ遺跡					ふるさと納税型クラファン					27
2023年1月	#エモい北本	税の申告が始まります										26
2023年2月	北本市成人式2023											23
2023年3月	桜さんぽへ	統一地方選挙	桜さんぽへ									23
2023年4月	迫田孝也氏	統一地方選挙			市民リポーター	まちの話題	Interview 俳優 迫田孝也さん					23
2023年5月	みどりとまつり				市民リポーター	まちの話題	市政Pick UP	令和5年度予算の紹介			21	
2023年6月	栄市民活動交流センター											27

注目  
2

～共生社会を目指して～

## 悩みや不安を相談できる場所、福祉総合相談窓口を開設

市役所に相談する際、どこに相談すればよいのか迷った経験はありませんか？



仕事が見つからなくて生活に困っているけど、  
どうしたらいいんだろう……

ひきこもりの家族のことを相談したい  
けど、どこに行けばいいのかな……

市ホームページのお問  
い合わせフォームから  
も相談できます。



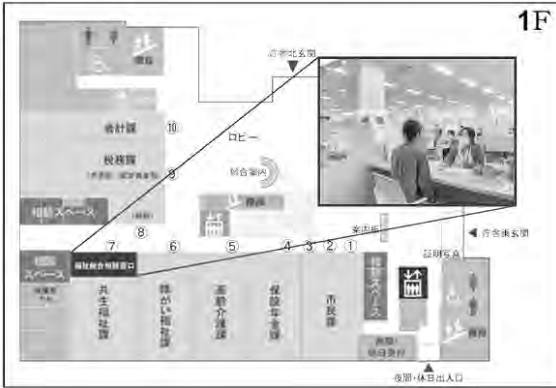
生活の困りごとや不安について、伴走支援する総合相談窓口を新たに開設しました。専門の相談支援員が相談者や支援者と一緒に考えたり、解決の糸口となるような窓口や支援機関におつなぎします。

まずはお気軽にお電話ください。

相談費用は無料です。

共生福祉課地域共生担当

☎ 594-5517



広報きたもと令和4年6月号 (No.1012)

注目  
3

10月1日から

## 北本市子どもの権利に関する条例が施行

子育て支援課児童相談担当 (☎ 511-7702)、人権推進課人権推進・男女共同参画担当 (☎ 594-5506)

### 『北本市子どもの権利に関する条例』とは

全ての子ども(※)が幸せな生活を送ることができる社会の実現を目的に、①子どもの権利の内容を4つに分けて明らかにし、②子どもの権利を守るための仕組みについて定めた条例です。

※…18歳未満の人および学校等に通う18歳の人



### ①子どもの権利の内容

子どもは次の権利を有しており、その権利は成長・発達していくために大切な子どもの権利として保障されます。



#### 安心して生きる権利

- ①命が守られ、尊重される。
- ②愛情・理解をもって生まれる。
- ③あらゆる差別や不当な扱いを受けない。
- ④あらゆる身体的、精神的な暴力を受けないまたは放置されない。
- ⑤健康に配慮がなされ、適切な医療が受けられる。
- ⑥平和・安全な環境の下で生活できる。
- ⑦困っていることや不安に思っていることについて相談できる。

#### 自分らしく育つ権利

- ①個性が認められ、人格が尊重される。
- ②遊んだり、休んだりする。
- ③年齢・理解の程度に応じて学ぶ。
- ④芸術・文化・運動・自然に親しむ。
- ⑤自らに関係することについて、必要な助言や情報の提供など
- ⑥地域や社会の活動に参加する。
- ⑦安心して過ごすことができる居場所が確保される。

#### 守られる権利

- ①あらゆる権利侵害から守られる。
- ②あらゆる搾取から守られる。
- ③子どもであることを理由に不当な扱いを受けない。
- ④自らの意思や考えが尊重される。
- ⑤自らに関する情報が不当に収集され、利用されない。
- ⑥誇りを傷つけられない。

#### 参加する権利

- ①自らの意見を表明することができる。その年齢・発達に応じてその意見が尊重される。
- ②自らの意見を表明するために、必要な助言や情報の提供などの援助を受けることができる。
- ③仲間をつくり、集まる。

### ②子どもの権利を守るための仕組み

1. 市・保護者・子ども関係施設・市民の役割を定め、子どもの権利を保障します (詳細は市ホームページへ)

#### 市

市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じて、これを保障します。

#### 保護者

保護者は、その養育する子どもの養育・発達について第一義的責任を有していることを認識し、養育する子どもの権利を保障します。

#### 子ども関係施設

子ども関係施設の設置者と管理者は、その子ども関係施設において子どもの権利を保障します。

#### 市民

市民は、家庭、子ども関係施設、地域の中で相互に連携・協力し、子どもの権利を保障します。

2. 子どもの権利に関する相談や救済等の申立てができます

市内在住・在勤・在学等の子どもの権利に関して、相談や救済等の申立てができます。

子どもから大人まで、全ての人の相談を専門の相談員がお受けします。



### 子どもの権利の相談・救済等窓口【10月3日(月)開始 ※専用フォームは10月1日(土)開始】

相談方法 面談、電話、手紙、  
市ホームページの専用フォーム▶

相談先 〒364-8633

北本市役所人権推進課  
(☎ 590-5011、

相談受付時間 平日 10:30～18:00  
※ 17:15以降の面談は予約制



0120-087-456 ※子ども専用)

きたもと子どもの権利の日  
(11月20日) 講演会

時 11月20日(日) 14:00～ 場 市役所

内 子どもの権利に関する講演、条例の説明

費 無料 申 不要

福祉総合相談窓口や子どもの権利相談窓口につながるべき相談が、どこに相談していいか分からず、困ったままになっているという事例が多くある。



MATSUDO HOIKU no SENSEI 2022  
松戸市民間保育士募集案内

# 保育のせんせい

松戸市で働く  
保育士さんにインタビュー  
せんせいの1日



保育士にやさしい街  
まつど

松戸市の保育士になりませんか？

正規保育士に  
毎月支給される！  
**松戸手当**  
お給料に45,000円～  
78,000円プラス！

撮影協力：みなみ新松戸保育園 あいこ先生

(出典)  
まつど保育のせんせい2022  
松戸市民間保育士募集案内  
松戸市ホームページから





# 松戸市の保育士になりませんか?

松戸市では、保育士を目指す方や、市内で保育士として働く方を応援するため、ニーズに合わせた支援を用意しています。

## 進学後

support 1 学生 〈申込期間〉 随時受付中

### 修学資金貸付金

月額3万円(最大72万円)の修学資金を貸し付けています。千葉県社会福祉協議会で行っている月額5万円の貸付(最大120万円)と併せてご利用いただけます。



千葉県との併用で  
最大

192万円

## 就職後

support 2 新卒

### 就職準備金貸付

最大  
10万円



〈申込期間〉 4月頃

support 3 新卒

### 家賃補助制度

保育士として初めて勤務した年度より4年間、賃貸住宅の家賃を補助します。

年間  
36万円

### 宿舍借上支援制度

法人によっては、法人採用5年目までを対象とした宿舍借上支援制度もあり、間接的に家賃を補助します。

〈申込期間〉 施設対応  
年間  
7.6.8万円

support 4 新卒 若手

### 奨学金返済支援制度

正規保育士として勤務している間、初回の返済から数えて90万円まで奨学金返済支援金が支払われます。

月上限15,000円 (※月ごとの返済額と比較して低い方の額。)

最大  
90万円

〈申込期間〉 9月頃

support 5 正規職員

〈申込期間〉 施設対応

### 松戸手当

正規雇用の保育士の方に、施設からの給料とは別に毎月45,000~78,000円松戸市が手当てを支給しています。

※競輪の収入も使用されています。



年間

54万円~  
93.6万円

support 6 無資格者

〈申込期間〉 随時受付中

### 資格取得費助成

保育士試験(筆記試験)受験のための講座受講にかかる費用を最大15万円助成します。

通信講座等の受講費用×50%

最大  
15万円

他にも、功労者表彰などもやっているよ

support 7 全員

### 功労者表彰

勤続10年の保育士さんに敬意を表して表彰状と記念品(クオカード3万円分)を贈呈します。



例えば…新卒1年目Aさんの場合

「就職準備金貸付」を利用して、就職用に購入していた自転車やジャージの料金を申請したよ!

→ 10万円

学生時代の「奨学金返済」が10月から始まるので申請したよ!

→ 9万円/年



松戸市で1人暮らしを始めて「宿舍借上支援制度」を利用したよ!

→ 76.8万円/年

正規雇用なので「松戸手当」の対象だね!

→ 54万円/年

結果!

新規採用1年目に

松戸市から 149.8万円 の支援を受けられました!

※対象要件や免除要件(市内在住や市内施設での継続勤務(〜2年)等)を満たした場合



詳しくは松戸市公式ホームページで!



# 江戸川区を選ぶ ワケ 5つの理由



月額  
**5万円**  
処遇UP

月額  
**8万2千円**  
家賃補助

区内で  
キャリア  
アップ研修

5年の  
継続勤務で  
**10万円**

お子さんの  
保育園入園  
に配慮

お問合せ 江戸川区子育て支援課 ☎5662-5028

江戸川区 保育のお仕事 検索



私立保育園で働く魅力がいっぱい!!

(認可・認証・認定こども園・小規模保育所・事業所内保育所)

## ★★★ 江戸川区独自の処遇改善 ★★★

### 月額最大5万円の手厚い加算

- 江戸川区独自の補助(1万円相当)と東京都キャリアアップ補助(4万円相当)を合わせて月額最大5万円相当の手厚い加算
- ※支給額は勤務成績・経験年数などをもとに園が決定

### 月額82,000円の家賃補助

- 園が保育士のために借り上げた住宅に対し、月額82,000円を上限に家賃を補助

### 5年ごとの節目に10万円の報奨金

- 勤続5年に達した翌年度に10万円の報奨金を支給(5年・10年・15年・20年…)

### キャリアアップのための研修や巡回によるサポート

- 令和2年度から東京都の指定を受けたキャリアアップ研修を実施
- 楽しく役立つ研修や保育士が園に巡回訪問をしてのサポートを実施

### 保育士のお子さんの保育園入園に配慮

- ずっと働けるように保育士の子育てを強力にバックアップ

※当該事業の内容は令和3年4月時点のものです。今後、事業を変更・廃止する場合があります。

お問合せ 江戸川区子育て支援課  
☎5662-5028



詳細はホームページを  
ご覧ください

江戸川区 保育のお仕事

検索

<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e047/kosodate/kosodate/oshigoto/index.html>

働くな断然!  
江戸川区



(出典) 江戸川区ホームページ 26

## 埼玉県吉川市教育委員会

幼児児童生徒人口／総人口 9178人/73069人  
 医療的ケアを必要とする児童数 1人  
 医療的ケア看護職員数 2人

### 本事業の構想

本市において通常の学級に医療的ケア児を受け入れるにあたっては、医療的ケアへの理解促進、医療的ケア児への適切な就学相談、看護師の確保、関係機関との連携・協力体制の構築等、課題が山積しているのが現状である。本事業では、3年間の期間をかけて、小規模自治体における小学校等に通う医療的ケア児が適切に支援を受けられる支援体制を構築していく。

### 取組の概要

	R3(1年目)	R4(2年目)
課題等	医療的ケア児を受け入れるための教育委員会・学校の実施体制の整備	継続的な医療的ケア実施のための体制強化と更なる協力体制の構築
事業の目標	教育委員会・学校の実施体制を構築する	医療的ケアの実施体制整備に係る機関への協力依頼及び関係強化
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育委員会の体制整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケア実施要綱、医療的ケア実施マニュアル、運営協議会の設置要綱等の作成</li> <li>・医療的ケア運営協議会の実施</li> </ul> </li> <li>○学校の体制整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対応マニュアルの作成</li> <li>・担任・看護師・保護者との連携方法の確認</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療的ケア運営協議会の実施                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・構成員の見直し</li> <li>・他課との情報共有、今後の医療的ケアニーズの把握</li> <li>・看護師、学校の意見を吸い上げ、よりよい医療的ケアの実施方法の検討</li> </ul> </li> <li>○他市町村・特別支援学校・保健所等との情報交換</li> </ul>
成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケア運営協議会において、医療的ケア実施要綱、医療的ケア実施マニュアルを検討し、運用を行った。教育委員会、学校、保護者、医療機関のそれぞれの役割を確認しながら医療的ケアを実施することができた。</li> <li>・教育委員会が作成した医療的ケア連絡カードを活用し、担任・看護師・保護者との連携を図ることで、主治医への相談が円滑に行われ、学校での医療的ケアの改善につながった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケア運営協議会において、未就学児の情報共有をし、中長期的に医療的ケアのニーズを把握することができた。他課がそれぞれ持っている情報をいつ、どのように共有したらよいかを明確にし、福祉、保育、幼児教育、学校教育と円滑な接続ができる体制づくりについて共通理解を図ることができた。</li> <li>・学校現場の声を生かして、実施マニュアル、緊急対応マニュアル、医療的ケア連絡カード、を見直し、実際の活用に即したものに改訂した。</li> </ul>